

市政

マイナンバー関連業務 休止のお知らせ

7月26日の日曜開庁では、マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新業務などを休止します。

問合せ 市民課へ内線1033

住民票の写しなどのコンビニ交付を一時休止します

休止日時 7月23日(祝)～26日(日) 6時30分～23時
休止対象証明書類 ①住民票の写し、印鑑登録証明書 ②課税・非課税(所得)証明書 ③市民税・県民税納税証明書
問合せ ①市民課へ内線1033 ②市民税課へ内線1096 ③収税課へ内線1079

募集

教育センターの教育相談員

対象 公認心理師や臨床心理士などの資格をお持ちの方
勤務内容 児童・生徒、保護者の悩みの相談など

ましよう。

重点目標 ①子どもと高齢者の交通事故防止 ②二輪車・自転車の交通事故防止 ③飲酒運転の根絶

問合せ 交通防犯課へ内線3692

国民健康保険の保険証が届きます

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日(金)です。新しい保険証を7月下旬までに送付しますので、8月になっても届かない場合はご連絡ください。期限

後期高齢者医療の被保険者証の更新

被保険者証の更新(8月以降は緑色になります)

現在の被保険者証(紫色)の有効期限は、7月31日(金)です。8月以降の受診には、7月中旬に簡易書留で送付される新しい被保険者証(緑色)をお使いください。

●一部負担金(窓口負担)を3割から1割に変更できる場合があります

2年度(元年分)の住民税課税所得が145万円以上で、次のいずれかに該当する方は、事前の申請により後期高齢者医療の窓口負担割合が1割になります。該当される方には、6月下旬に申請書を送付していますので、7月中に手続きをしてください。

- ▶被保険者が一人の場合は、収入額が383万円未満
- ▶被保険者が複数いる世帯は、収入額の合計が520万円未満
- ▶被保険者が一人で、世帯内の70～74歳の方の収入額との合計が520万円未満

●限度額適用認定証

医療機関に提示することで、医療費の支払いを自己負担限度額までにできます。現在、認定証をお持ちで、引き続き8月以降も適用になる方には、7月中に新しい限度額適用認定証を送付します。手続きは必要ありません。

なお、新たに8月以降の認定証を取得される場合は申請してください。

対象 一部負担金の割合が3割で、住民税課税所得が690万円未満

持参品 被保険者証

●限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯全員が住民税非課税の場合、事前に申請することで、医療費の支払いを世帯ごとの負担限度額までにできます。また、食事療養費標準負担額を減額できます。現在、認定証をお持ちで、引き続き8月以降も適用になる方には、7月中に新しい限度額適用・標準負担額減額認定証を送付します。手続きは必要ありません。

持参品 被保険者証

申込み 保険年金課へ内線1575

対象者には7月上旬にクーポン券を送付しました。期限内に受診してください。

対象 2年4月19日現在、市内在住で、平成31年4月2日～令和2年4月1日に次の年齢を迎えた方▼乳がん：40歳▼子宮頸がん：20歳

受診期限 3年1月31日(日)

受診場所 指定医療機関か保健センターへ(予約が必要)

問合せ 同センターへ ☎2959・5811

乳がん・子宮頸がんの無料検診

2956・8050

切れの保険証は、保険年金課か地区センターに返却をお願いします。

なお、今年度より高齢受給者証は保険証と一体化しました。8月以降に受診する際はご注意ください。

送付方法 世帯主宛ての簡易書留郵便 ※表札がないと届かない場合があります

問合せ 同課へ内線1054

保険料(料)の期限内納付にご協力を

7月上旬に、次の通知書を送

夏は解放感などから交通事故が多くなります。また、自転車の事故も多発しています。

気持ちもシートベルトもしっかり締めて、安全運転を心掛け

7月15日～24日は夏の交通事故防止運動



7月15日～24日は夏の交通事故防止運動

新型コロナウイルス感染症に関連する支援情報 (情報は6月30日現在)

●特別定額給付金

4月27日時点で狭山市の住民基本台帳に記載されている全ての方を対象に、1人につき10万円を世帯ごとに給付しています。まだ申請されていない方は、期限内に申請してください。

申請期限 8月11日(火)
問合せ 特別定額給付金コールセンターへ ☎0120-201-114

●傷病手当金

対象 国民健康保険か後期高齢者医療制度に加入している被用者の方で、新型コロナウイルスに感染か感染の疑いがあり労務に服することができず、給与収入を得られない方 ※詳細はお問い合わせください
問合せ 国民健康保険に加入している被用者は保険年金課内線1051、後期高齢者医療制度に加入している被用者は内線1574

●児童扶養手当受給者等への臨時特別給付金

対象 2年6月分の児童扶養手当の受給者 ※申請は不要
支給額 1世帯あたり5万円(第2子以降は1人につき3万円)
支給予定日 8月31日(月)
※手当を受給していない方でも、世帯収入に応じて

対象となる場合があります(申請が必要)

問合せ こども支援課へ内線1536

●水道料金の免除

対象 次のいずれかの支援・助成制度の適用を受けている方 ※いずれも3月25日～8月31日の決定分
▶緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付
▶住居確保給付金
免除となる水道料金 7～10月検針分(8～11月請求分) ※下水道使用料は対象外
申込み 申請方法などの詳細はホームページをご覧ください
問合せ 経営課へ内線2315

●雇用調整助成金等の無料個別相談会

対象 次の全てを満たす市内の事業者
▶雇用保険か労災保険を適用
▶売上高や生産量などの事業活動を示す指標が前年同月から5%以上減少している
内容 雇用調整助成金などの申請を社会保険労務士がサポート
日時 7月7日～9月29日の火曜日(祝日を除く)、10時～16時 ※1事業所あたり50分
定員 各日10名
場所 狭山商工会議所
申込み 同会議所経営支援課 ☎2954-3333

蚊が媒介する感染症を予防

デング熱などの感染症を防ぐためのことに注意しましょう。

▼網戸や扉の閉を減らし、昼間から蚊取り線香を使用するなど、家の中への蚊の侵入を防止する ▼屋外で活動する場合は、肌の露出を避け、虫よけ剤などを使用する ▼蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航する場合は、蚊に刺されないよう徹底する



付しました。新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少が見込まれ、一時的に納付が困難な方や特別な事情がある方は、減免制度を利用できる場合がありますのでご相談ください。

◆後期高齢者医療保険料
対象 後期高齢者医療制度の加入者
送付書類 「後期高齢者医療保険料納入通知書」か「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」
問合せ 保険年金課へ内線1575

◆介護保険料
対象 65歳以上の方
送付書類 「介護保険料納入通知書」か「介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書」
問合せ 長寿安心課へ内線1552

◆国民健康保険税
対象 国民健康保険加入者がいる世帯主
送付書類 「国民健康保険税納税通知書」か「国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知書」
問合せ 保険年金課へ内線1054